

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公開番号】特開2017-174871(P2017-174871A)

【公開日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-037

【出願番号】特願2016-56406(P2016-56406)

【国際特許分類】

H 05 K 5/02 (2006.01)

【F I】

H 05 K 5/02 N

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月29日(2018.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) プリント回路板を収容し、底面に少なくとも1つの接続コネクタが設けられた本体部と、

(b) 前記本体部の底面と固定され得るフランジ部と、

(c) 土台と固定され得る構造を有し、かつ

少なくとも一つのリブを有し、当該リブは前記フランジ部の下面に垂直に当接し、当該当接部分におけるリブの奥行(D1)は、前記フランジ部の奥行(D2)に実質的に等しい第1のケーブル収容部と、

(d) 前記第1のケーブル収容部に係合される第2のケーブル収容部

とを備える電子機器の筐体であって、

前記第1のケーブル収容部は、前記本体部と固定されかつ前記第2のケーブル収容部と係合しない状態で土台上に自立して前記本体部の接続コネクタに接続ケーブルを装着され得ることを特徴とする筐体。

【請求項2】

前記リブの長さ(L)は前記第1のケーブル収容部の高さ(H)に実質的に等しい請求項1記載の筐体。